

設計		校合		リーダー	
----	--	----	--	------	--

~~設計書~~

令和8年度 委託 仕様書

- 1 委託名 川越市民聖苑やすらぎのさと利用者送迎業務委託
- 2 委託箇所 川越市大字小仙波867番地1
- 3 積算原価 円
- 4 予定支出額 円
- 5 委託概要、理由

委託概要	川越市民聖苑やすらぎのさとの式場利用者が川越市斎場で火葬を行う際、両施設間を安全円滑に移動をするための送迎バスの運行業務を委託するものである。
委託理由	川越市民聖苑やすらぎのさと及び川越市斎場の円滑な運営を行うため。

委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	摘 要
	年間合計運賃		365	日			別紙内訳書
	稼働率			%			
	年間契約運賃			%			
	台数		2	台			
	消費税						10%
	合計						

設 計 内 訳 書

名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	摘 要
時間制運賃				時間			
キ口制運賃				キ口			
合計							
計							

川越市民聖苑やすらぎのさと利用者送迎業務委託仕様書

1 件名

川越市民聖苑やすらぎのさと利用者送迎業務委託

2 業務目的

本業務は、川越市民聖苑やすらぎのさと（川越市大字小仙波 867 番地 1）の式場利用者が川越市斎場で火葬を行う際、両施設間を安全円滑に移動することを目的に実施する。

3 法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、当該業務の関係法令を正しく理解しかつ遵守するとともに、その法令の施行に関する諸基準並びにこれに基づいてなされる発注者の指示に従わなければならない。

4 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 業務内容

(1) 川越市民聖苑やすらぎのさと利用者が、火葬のため、市道を挟み隣接する川越市斎場まで移動する際のバスの運行を行う。

また、火葬後に市民聖苑に戻る際のバスの運行も併せて行う。

なお、業務当日は施設利用件数及び利用状況に応じて、本市担当者と連絡調整を行った上で運行を行うこと。

(2) 運行内容は以下のとおりとする。委託期間中は、運行中止の指示がない限り、指定運行時間に必ず車両を配車すること。

【運行内容】

業務日数 友引及び 1 月 1 日から 3 日を除く全ての日（年間 302 日）

運行台数 2 台

運行時間 車両① 午前 10 時市民聖苑配車、午後 2 時 30 分業務終了
（送迎業務 4 時間 30 分）

車両② 午前 10 時 30 分市民聖苑配車、午後 3 時 30 分業務
終了

（送迎業務 5 時間）

運行回数 1 台につき 4 往復程度で最大 6 葬家送迎（斎場 - 市民聖苑間）

運行経路 別紙経路図のとおり

(3) 運行業務に従事する者は、受注者制定の制服及びネームプレートを着用すること。なお、葬祭施設という施設の特性を十分に理解した上で、制服を選定すること。

また、葬儀参列者の送迎ということから、利用者の心情を十分にくみ取り、安全で丁寧な運転を行うとともに、接遇にも特段の配慮を払うこと。参列者が全員乗車したかの確認を葬儀業者にすること。

(4) 受注者は運行日誌を作成し、業務終了後本市担当者の確認を受けること。また、運行日誌は1ヵ月分を取りまとめて、翌月中に委託業務実施報告書とあわせて本市へ提出すること。

なお、運行日誌の様式は、本市と協議の上決定することとする。

6 入札書に記載する金額

(1) 入札書に記載する金額は、当該業務に係るバス2台分の年額合計(税抜)とする。

(2) 運行業務に要する車両、人件費、公租公課、燃料その他消耗品、携帯電話に係る費用など、必要経費は全て受注者の負担とする。

7 委託料の支払方法

委託料の支払いは、毎月払いとする。月額金額は契約書に記載する。

8 損害賠償

(1) 運行業務に起因する発注者またはバスの利用者に対する損害賠償は、受注者がその責を負うこと。但し、受注者の責によらないものはこの限りでない。

(2) 運行中における事故の責務は受注者の責務とし、任意保険、その他必要な保険などについては受注者が加入するものとする。任意保険の内容については、対人賠償責任保険(無制限)、対物賠償責任保険(無制限)、及び人身傷害保険を含むものとする。

9 バスの仕様

(1) 正座席、補助席含め、25名以上の移送が一度に可能な小型マイクロバス車両とする。

(2) 葬祭施設という施設の特性に配慮した車両色とする。

(3) 冷暖房の設備を有する。

(4) 使用する車両は、道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車とする。

10 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

11 提出書類

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業に係る運送約款の写し
- (3) 運行車両に係る任意保険の契約内容の写し
- (4) その他発注者指定のもの

12 その他特記事項

- (1) 受注者は、一般貸切旅客自動車運送事業の営業許可を受けている者であること。
- (2) 受注者は、国土交通省が定める一般貸切旅客自動車運送事業に係る料金・運賃制度を遵守すること。
- (3) 受注者は、運行業務開始前に必要に応じて試運行を行うこととし、試運行に係る費用は受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制における荷主等の義務（第33条）を遵守すること。
- (5) この契約の締結後に消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

13 仕様書に記載のない事項

この仕様書に定めのない事項または、疑義があると思われる事項については、発注者及び受注者で協議の上、双方誠意をもって解決するものとする。

式場

式場

市民聖苑

斎場

●市民聖苑⇄斎場間運行ルート

- ・実線→：往路
- ・破線→：復路
- ・移動距離：往復約 700m
- ・途中、市道横断あり（左折アウト、右折イン）



- 火葬部門
- 待合部門
- 式場部門